

実行予算の作成と月報管理について

【注1】赤字の用語については別紙の定義を参照のこと

作業所の原価管理における協力会社との契約損益（**現在損益**）が、現行の月報では、管理できない状態にある。そのため、その現在損益を今後見込に予備費として計上し、**現在見込利益**が正確に報告されないケースが散見される。また、発注者との契約ができていない追加工事（**未登録工事**）の原価管理のルールが明確でないため、**最終予想利益**が作業所長にしかわからない状況にある。については、そのような状況を改善するため、月報の一部を改定するとともに原価管理ルールを以下のように定めることとする。

■月報改定の目的

- ① 業者との契約または契約払いにおける、**当該予算**を明確にし、それから生じる**現在損益**を算出できるようにする。
またそれにより、今後見込の精度を高めることで、**現在見込利益**を明確にする。
- ② **未登録工事**の原価管理ルールを統一し、**最終予想工事価格**並びに**最終予想利益**を明確にする。

■実行予算について

- ① 元積を積算部で作成した場合
 - ・決裁側は工種の合計金額のみとし、各内訳はすべての数量、単価を0とする。
 - ・実行予算は、業者との契約、契約外毎に整理して作成する。
- ② 作業所で元積を作成した場合
 - ・元積（決裁書）は業者との契約、契約外毎に整理して作成しておく。
 - ・従来通り、決裁側と同じ行で実行予算を検討し、作成する。
 - ・過不足の項目は、適宜調整する。

■月報（工事試算台帳）改定について（追加事項）

- ① 「予算」の管理

「予算」の内訳の項目のすべてに、下記のルールにのっとり、No.と業者名を割り当てる。

- ・**契約**…1つの契約毎に、同じNo.、同じ業者名を入力する（No.は1～50）
(例：No.1 ナカジマトーケン (内容：足場組立解体))
- ※**予算がない契約が発生した場合は、その都度、予算0で項目に追加し、No.と業者名を割り当てる**
(現在損益をマイナスで発生させるため)

【注2】「予算がない契約」とは**追加工事の対象ではない**予算の見込不足（精算）や計上漏れの工事をいう

- ・**契約外**…同様に支払内容ごとに、同じNo.と同じ業者名を入力する（No.は100～）
(例：No.100 山本商会 (内容：雑金物購入))

- ② 「当該予算」の管理（現在損益を自動算出する）

- ・「当該予算」欄には、上記で割り当てたNo.（1～50）ごとに業者名と自動集計された予算が表示されている…④
ただし、**契約外（No.100～）は対象外とし表示されない**。（契約外の現在損益は管理上0とするため）
- ・業者と契約後、「既決定」欄にその契約金額と該当する予算No.を入力すると、現在損益（契約金額と予算との差）が自動で表示される。
- ・常時その工種における現在損益の合計が表示され、「管理月報」にも表示される。

③ 「今後見込」の管理（基本的には従来通りの管理）

イ) 契約外払いの場合

- ・①の予算をコピーして添付し、同時にその予算No.（100～）も記入する。
- ・支払いが発生した時点で、「既決定」欄に契約外払いの金額とそれに該当する予算No.を入力する。
- ・「今後見込額」の欄に、その支払金額と、残予算が「見込金額」欄に自動算出される。
- ・残予算がなくなった時点で、終了ボタンを押下し、今後見込み0とする。
(終了しないとオーバー一分がマイナス計上され今後見込が減るので要注意)
- ・予算をオーバーした場合は、今後見込み欄に追加し、新たなNo.を割り当て次月以降、同様の管理を行う。

ロ) 契約の場合

- ・Ⓐ（当該予算）をすべてコピーして添付し、それぞれの予算No.（1～50）も入力する。
- ・「予算にない契約（注1）」が発生した場合も、①の処理を行ったのち、今後見込にも追記しておく。
- ・それぞれの契約が済んだ時点で、直ちに終了ボタンを押下し、「見込金額」0とする。
(この処理をしないと既決定と今後見込に二重計上され原価実績がく狂ってしまう)

■未登録工事の業者契約、契約外払いの管理

① 純然たる追加工事

- ・契約、契約外ともに「追加工事」の工種で管理する。
- ・契約、契約外の原価が発生した場合「既決定」に入力し、同時にその同額を今後見込でマイナス計上し
その原価が発生しないようにしておく。（予算外であるため上記の当該予算、現在損益の管理はしない）
- ・追加工事契約をし、実行予算を修正した時点で、今後見込の終了ボタンを押下し、「見込金額」を0とする。
(この時点で原価実績が発生する。今後見込を0にしないと現在見込利益がその分増えてしまうので注意!!)

② 設計変更やVECD等により数量の増減、または仕様変更が発生した工事

イ) 変更後に業者契約する工事

- ・業者契約は、変更後の仕様、数量とするが、その当該予算はその対象となる当初の予算で現在損益を算出する。
- ・実行予算修正前のため、便宜上、その金額差を現在損益とする。
- ・その見かけ上の損益は、発注者との追加契約後に実行予算を修正することで相殺される。
- ・実行予算の修正は、「追加工事」の工種でのみ行い、他工種の内訳を変更しない。

ロ) 業者契約後に変更が発生した工事

- ・工事完了後の業者との精算を「追加工事」の工種で上記の①と同じ処理を行う。

※上記①～②は業者への支払いを処理するための便宜上の処置であり、作業所は月報管理とは別に、未登録工事の予定工事価格と予定工事原価、およびその予想粗利益を常に把握し管理しておく必要がある。

③ 未登録工事の管理ではない追加工事の業者契約、契約外払いの管理（第二工事部に多いケース）

- ・実行予算を工種毎に追記、修正したうえで、業者との契約、契約外払いを行う。（通常の当該予算管理を行う）

■現況ヒアリングでの報告

四半期ごとの現況ヒアリング（工事価格1億円以上）では、別紙の「原価管理統括表」を提出する。

※未登録工事を「追加工事」で処理したものは、この表の原価実績から外し、欄外の「未登録工事」に入力する。